

協力要請5回で「警告」

荷主勧告で新基準

国交省

国土交通省は11月1

日からの改正貨物自動車運送事業法の一部施行に伴い、法令遵守の徹底を図るため行政処分の基準を改正する。また、荷主対策のさらなる深度化を図るため、荷主勧告制度で行われる「警告」の発出について新たな基準を加えることとした。所要の手続きを経た後、10月下旬ごろに通達を出し、11月1日から施

行する。

荷主に対する「警告」の発出に新たな基準を加える。現行の荷主勧告制度で荷主に「警告」が発出されるのは、事業者の法令違反行為に關与している場合に加え、事業者の法令違反行為に關係する荷主が過去3年以内

回の改正により、過去3年以内に5回の協力要請を受けた場合も警告の対象となる。5回の協力要請につながった法令違反行為は、同一行為でなくともよく、支社などの区別も行わない。

これまで警告を発出する事案は、①荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認め

その他にも処分量定を引き上げる。

営業所の事業用自動車台数に関する事業計画変更違反は、現行では届出違反として警告対象だが、改正により認可違反として10日車を課す。

車庫の位置違反と車庫の規模の確保違反に

もそれぞれ10日車とする。これまでは車庫関

連の違反かつ事業計画変更認可の違反で20日車となっていたが車庫関連単独の違反が処分対象となる。

また、悪質な法令違反行為に關する早期改善の徹底を図る。一定の悪質な法令違反が常

態化している事業者に

対し、事業停止や車両停止など行政処分に加え、輸送の安全確保の命令を発出することとする。

命令の発出後、一定期間後に監査を実施し、命令違反が確認された場合は事業許可の取消し処分を行う。